改正前地共済法第九十条第二項	
公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
公務等によらない障害共済年金	公務等によらない旧職域加算障害給付
障害共済年金のうち	旧職域加算障害給付のうち
障害共済年金をいう	旧職域加算障害給付をいう
障害共済年金の額	旧職域加算障害給付の額
定める	定める金額に改定率を乗じて得た額から厚生年金相当額を控除して得た
改正前地共済法第九十条第二項各号	
、第三項及び第五項	及び第五項
障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第九十条第四項	
障害共済年金の受給権者	旧職域加算障害給付の受給権者
公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
公務等によらない障害共済年金	公務等によらない旧職域加算障害給付
改正前地共済法第九十条第五項から第七項まで、第九十一条、第九十四条（見出しを含む。）及び第九十五条の見出し	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法第九十五条	
公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
算定される障害共済年金	算定される旧職域加算障害給付
改正前地共済法第九十九条の二の前の見出し並びに同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号	
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ	
(1)及び(2)に掲げる金額の合算額	(2)に掲げる金額
月数（	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（

改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ		
(1)及び(2)に掲げる金額の合算額	(2)に掲げる金額	
月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数	
改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号		
退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする給付である年金であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十九条の四において「退職共済年金等」という。）のいずれか	旧職域加算退職給付	
遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号イ		
退職共済年金	旧職域加算退職給付	
国家公務員共済組合法による年金であつて退職共済年金	平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの	
改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号イ		
金額から政令で定める額を控除した金額	金額	
相当する額に当該政令で定める額を加算した額	相当する額	
改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号ロ		
退職共済年金等の額の合計額（第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもので政令で定めるところにより算定した退職共済年金等の額が加給年金額その他の政令で定める額（以下同じ。）に相当する額を控除した額	旧職域加算退職給付に相当する額	
相当する額に政令で定める額を加算した額	相当する額	